20　第十八項に規定するもののほか、飛行検査官のうちから国土交通大臣が指名する者四人を次席飛行検査官とする。

21　（略）

22　飛行検査安全運航管理官は、命を受けて、航空局の所掌事務を遂行するために使用する航空機の運用及び整備の実施に係る安全性の向上に関する特定事項についての企画及び立案に関する事務をつかさどる。

第百三十九条　削除

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百十人以内を置く。

附　則

第九条　（略）

（削る）

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国土技術政策総合研究所に置く部等）	（国土技術政策総合研究所に置く部等）
第四条　国土技術政策総合研究所に、次の十三部並びに社会資本マネジメント研究センター及び港湾情報化支援センターを置く。	**第四条**　国土技術政策総合研究所に、次の十四部及び社会資本マネジメント研究センターを置く。
総務部	総務部
企画部	企画部
管理調整部	管理調整部
下水道研究部	下水道研究部
河川研究部	河川研究部
土砂災害研究部	土砂災害研究部
道路交通研究部	道路交通研究部
道路構造物研究部	道路構造物研究部
建築研究部	建築研究部
住宅研究部	住宅研究部

20　第十七項に規定するもののほか、飛行検査官のうちから国土交通大臣が指名する者四人を次席飛行検査官とする。

21　（略）

（新設）

（政策評価企画官）

第百三十九条　本省に、政策評価企画官二人を置く。

2　政策評価企画官は、命を受けて、政策評価官の職務を助ける。

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百二人以内を置く。

附　則

第八条の二　（略）

（航空交渉官の設置期間の特例）

第九条　航空局航空ネットワーク部国際航空課航空交渉官のうち一人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。